

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成8年宮崎県規則第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び政令の例による。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)

第3条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記様式第1号)
- (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第2号)
- (3) 省令第4条の4の2第1項の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記様式第2号の2)
- (4) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記様式第3号)
- (5) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記様式第4号)
- (6) 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記様式第5号)
- (7) 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記様式第6号)
- (8) 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書(別記様式第7号)
- (9) 省令第5条の5の3及び第12条の11の3の届出書 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る欠格要件届出書(別記様式第7号の2)
- (10) 省令第5条の5の3の2第2項及び第12条の11の3の2第1項の届出書 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る欠格要件届出書(別記様式第7号の2の2)
- (11) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書(別記様式第7号の3)
- (12) 省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収施設休廃止等届出書(別記様式第7号の4)
- (13) 省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収報告書(別記様式第7号の5)
- (14) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(別記様式第8号)
- (15) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(別記様式第9号)
- (16) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書(別記様式第10号)
- (17) 省令第6条第1項の届出書 相続届出書(別記様式第11号)
- (18) 省令第10条の10の3及び第10条の24の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書(別記様式第11号の2)
- (19) 省令第10条の10の3の2第1項及び第10条の24の2第1項の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書(別記様式第11号の2の2)
- (20) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(別記様式第11号の3)
- (21) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(別記様式第11号の4)
- (22) 政令第17条第1項の申請書 廃棄物再生事業者登録申請書(別記様式第12号)

2 次の各号に掲げる添付書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号口、第6条第2項第3号、第11条第6項第6号、第12条の9第3項第6号、第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号口及び第12条の12第2項第3号に掲げる書類 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法(別記様式第13号)
- (2) 省令第10条の4第2項第7号に掲げる書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法(別記様式第14号)
- (3) 省令第3条第5項第8号、第5条の11第2項第4号、第6条第2項第4号、第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号及び第12条の12第2項第4号の資産に関する調書(個人用) 資産に関する調書(個人用)(別記様式第15号)
- (4) 省令第10条の4第2項第1号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類 産業廃棄物処分業の事業計画書(別記様式第17号)
- (5) 省令第10条の4第2項第4号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類 処分後の産業廃棄物の処理方法(別記様式第18号)
- (6) 省令第16条の3第1号に掲げる書類 廃棄物再生事業者の事業計画書(別記様式第19号)

一部改正[平成16年規則6号・18年70号・23年3号・29年47号・令和元年27号]

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第4条 知事は、法第8条第1項又は第9条第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(別記様式第20号)を交付するものとする。

(一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の使用前検査の結果通知)

第5条 知事は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の検査をしたときは、その結果を当該検査の申請者に通知するものとする。

一部改正[平成18年規則70号・23年3号]

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

第5条の2 知事は、法第8条の2の2第1項の検査をしたときは、定期検査結果通知書(別記様式第20号の2)によりその結果を当該検査の申請者に通知するものとする。

追加[平成23年規則3号]

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定証の交付)

第5条の3 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記様式第20号の3)を交付するものとする。

追加[平成23年規則3号]

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第6条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(別記様式第21号)を知事に提出して行うものとする。

(廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第7条 知事は、法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の許可をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(別記様式第22号)を交付するものとする。

(法人の合併又は分割の認可証の交付)

第8条 知事は、法第9条の6第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の認可をしたときは、合併・分割認可証(別記様式第23号)を交付するものとする。

(再生利用個別指定の申請等)

第9条 省令第9条第2号の知事の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(別記様式第24号)に省令第9条の2第2項に定めるもののほか、再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。)に要する費用を記載した書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 省令第10条の3第2号の知事の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(別記様式第24号)に省令第10条の4第2項に定めるもののほか、再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。)に要する費用を記載した書類を添えて、知事に申請するものとする。

3 知事は、前2項の規定による申請に基づき、指定(以下「再生利用個別指定」という。)をしたときは、再生利用個別指定業指定証(別記様式第25号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

4 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、当該再生利用個別指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(別記様式第26号)により知事に申請するものとする。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する再生利用個別指定に係る事業の範囲の変更について準用する。

6 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書(別記様式第27号)に指定証(事業の一部を廃止したときは、指定証の写し)を添えて、知事に届け出るものとする。この場合において、知事は、その届出が事業の一部の廃止に係るものであるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

7 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、再生利用個別指定業変更届出書(別記様式第28号)に指定証の写しを添えて、知事に届け出るものとする。この場合において、知事は、指定証の書換えを要すると認めるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 事業に係る取引関係

一部改正[平成18年規則70号]

(廃棄物再生事業者の登録証明書等)

第10条 政令第19条の登録証明書の様式は、廃棄物再生事業者登録証明書(別記様式第29号。以下「登録証明書」という。)によるものとする。

2 政令第20条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(別記様式第30号)に登録証明書の写しを添えて、知事に提出して行うものとする。この場合において、知事は、登録証明書の書換えを要すると認めるときは、登録証明書を書き換えて交付するものとする。

3 政令第21条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止等届出書(別記様式第31号)に登録証明書を添えて、知事に提出して行うものとする。

一部改正[平成18年規則70号]

(産業廃棄物処理業等の変更届出に係る許可証の書換え交付)

第11条 知事は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止の場合を除く。)があった場合において、当該届出に係る事項につき許可証の書換えを要すると認めるときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

追加[平成29年規則47号]

(許可証等の返納)

第12条 法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者、法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証、認定証、登録証明書又は指定証を返納しなければならない。

- (1) 許可、認定、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。
- (2) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
- (4) 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止の場合に限る。)を行ったとき。
- (5) 政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出(熱回収施設の廃止の場合に限る。)を行ったとき。
- (6) 第9条第6項又は第7項の規定により、指定証を書き換えて交付されたとき。
- (7) 第10条第2項の規定により、登録証明書を書き換えて交付されたとき。
- (8) 前条の規定により、許可証を書き換えて交付されたとき。

一部改正[平成16年規則6号・18年70号・23年3号・29年47号]

(書類の経由)

第13条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる保健所の長を経由するものとする。

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び熱回収施設並びに産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替施設又は保管施設を有する場合に限る。)に係る書類	当該施設の所在地を管轄する保健所
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替施設又は保管施設を有する場合を除く。)並びに産業廃棄物再生利用業及び廃棄物再生事業者に係る書類	当該事業を行う者の住所又は主に当該事業を行う場所(県外に住所を有する者にあつては、主に当該事業を行う場所)を管轄する保健所

一部改正[平成23年規則3号・29年47号]

(書類の提出部数)

第14条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部(正本1部及び副本1部)とする。ただし、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替施設又は保管施設を有する場合を除く。)の許可の申請にあつては、1部とする。

一部改正[平成29年規則47号]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により行われている手続は、この規則の相当規定により行われたものとみなす。

附 則(平成16年3月25日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(平成18年8月7日規則第70号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(平成23年3月17日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(平成24年5月17日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(平成25年11月28日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(平成29年10月26日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記様式第6号及び別記様式第7号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(令和元年12月13日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、別記様式第11号の3の次に1様式を加える改正規定は公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則(令和4年2月28日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※許 可 の 年 月 日		年 月 日
※許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間	面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事 務 処 理 欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項(一般廃棄物の最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

一部改正〔令和4年規則8号〕
様式第2号の2(第3条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
宮崎県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

追加〔平成23年規則3号〕
様式第3号(第3条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事 務 処 理 欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされた同令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

一部改正〔平成23年規則3号・令和4年8号〕
様式第4号(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号			
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※許 可 の 年 月 日	年 月 日		
※許 可 番 号			
※事 務 処 理 欄			

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住 所
氏 名
〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕
〔 市町村にあつては、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（第9条の3第11項において準用する同法第9条第3項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可（届出） 年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項	
	（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 名 称	住 所
	（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 本 籍 住 所
		役職名・呼称
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日
※事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

全部改正〔平成25年規則40号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕

様式第6号(第3条関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(市町村にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立地の深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石棉含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種 類	数量 (m ³)	性 状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

一部改正[平成23年規則3号・29年47号・令和4年8号]
様式第7号(第3条関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(市町村にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準
第9条の2の3第2項

用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、

関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	許可 (届出)	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日	第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該廃棄物に石棉含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類	数 量 (m ³)
	埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 m ²
埋 立 処 分 の 方 法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。	

一部改正[平成23年規則3号・29年47号・令和4年8号]
様式第7号の2(第3条関係)

<p>一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る欠格要件届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第6項第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項の規定により、届け出ます。</p>	
一般廃棄物 産業廃棄物 の設置の場所	
一般廃棄物 産業廃棄物 の種類	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
該当欠格要件及び 該当するに至った 具体的事由	
当該欠格要件に該当 するに至った年月日	年 月 日
<p>備考</p> <p>1 欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。</p> <p>2 関係する書類等がある場合は、添付すること。</p>	

追加[平成18年規則70号]、一部改正[平成23年規則3号・令和4年8号]
様式第7号の2の2(第3条関係)

<p>一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る欠格要件届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第7項第15条の2の6第3項において準用する法第9条第7項の規定により、届け出ます。</p>	
一般廃棄物 産業廃棄物 の設置の場所	
一般廃棄物 産業廃棄物 の種類	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
<p>備考</p> <p>1 欠格要件に該当するに至った場合は、遅滞なく届出を行うこと。</p> <p>2 関係する書類等がある場合は、添付すること。</p>	

追加[令和元年規則27号]、一部改正[令和4年規則8号]
様式第7号の3(第3条関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書	
年 月 日	
宮崎県知事	殿
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許及の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

(裏面)

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
7 知事が定める部数を提出すること。
※手数料欄

追加[平成23年規則3号]
様式第7号の4(第3条関係)

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
宮崎県知事 殿		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年 月 日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

追加[平成23年規則3号]
様式第7号の5(第3条関係)

熱回収報告書		年 月 日
宮崎県知事 殿		
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。		
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号	
年4月1日から 年3 月31日までの年間の熱回収率	%	
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。		

追加[平成23年規則3号]
様式第8号(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
名称

代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
届出年月日	年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	
	変更前	変更後
	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※事務処理欄		

(第2面)

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 知事が定める部数を提出すること。

一部改正〔平成23年規則3号・令和4年8号〕

様式第9号(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住所

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の 総数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住 籍 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 4 知事が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

(表面)

相 続 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住 所
氏 名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※事務処理欄	

(裏面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		
※手数料欄		

一部改正[平成16年規則6号・24年33号・令和元年27号・4年8号]
様式第11号の2(第3条関係)

<p style="text-align: center;">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。） 第14条の2第3項 第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定により、届け出ます。</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当欠格要件及び該当するに至った具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
<p>備考</p> <p>1 欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。</p> <p>2 関係する書類等がある場合は、添付すること。</p>	

追加[平成18年規則70号]、一部改正[令和4年規則8号]
様式第11号の2の2(第3条関係)

<p style="text-align: center;">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。） 第14条の2第3項 第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定により、届け出ます。</p>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
<p>備考</p> <p>1 欠格要件に該当するに至った場合は、遅滞なく届出を行うこと。</p> <p>2 関係する書類等がある場合は、添付すること。</p>	

追加[令和元年規則27号]、一部改正[令和4年規則8号]
様式第11号の3(第3条関係)

産業廃棄物処理施設において処理
する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて
一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理 する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設許可年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (最終処分場である場合にあつて は、廃棄物の埋立処分の用に供さ れる場所(既に廃棄物が埋め立て られている場所を除く。)の面積 及び残余の埋立容量)	m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 残余の埋立容量 m ³
産業廃棄物処理施設設置許可に付 された条件	
処理する一般廃棄物の種類ごとの 処理量の見込み	

追加[平成16年規則6号]、一部改正[平成18年規則70号・23年3号・令和4年8号]
様式第11号の4(第3条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物 に係る変更(廃止)届出書		
年 月 日		
宮崎県知事 殿		
届出者 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類 変更 を添えて一般廃棄物処理施設の 廃止 について届け出ます。		
産業廃棄物処理施設 の 設 置 の 場 所		
産業廃棄物処理施設 の 種 類		
産業廃棄物処理施設 において処理する 産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設 に係る許可の年月日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
廃 止 の 理 由		
変 更 又 は 廃 止 の 年 月 日	年 月 日	
備考 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。		

追加[令和元年規則27号]、一部改正[令和4年規則8号]
様式第12号(第3条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業所及び事業場の所在地	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設の種類、数量等		
経理的基礎に関する資料		
※手数料欄		

一部改正〔令和4年規則8号〕

様式第13号(第3条関係)

廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円/年)				
施設の維持管理に要する資金の総額					
保守修繕費	-----				
燃 料 費	-----				
人 件 費	-----				
公 共 料 金	-----				
賃 借 料	-----				
最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する費用	-----				
損害賠償保険料	-----				
施設の設置に要する資金の総額					
資 本 金	-----				
土 地	-----				
事 務 所	-----				
処 理 施 設 (保管施設を含む)	-----				
調 達 方 法	自 己 資 金				
	借 入 金				
	借入先名	借入金の額	年間返済額	返済期限	利率
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
利益を資金に充てる場合、その見込額	----- /年				
そ の 他	-----				
備考	1 施設の変更の場合には、変更後について記載すること。 2 内訳欄の事項については、維持管理計画に応じ適宜変更すること。				

様式第14号(第3条関係)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考		
1 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		
2 最終処分場の場合の内訳欄には、「処理施設（保管施設を含む。）」及び「最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する経費」等を記載すること。		

全部改正〔平成18年規則70号〕

様式第15号(第3条関係)

資産に関する調書（個人用）			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

全部改正〔平成18年規則70号〕

様式第16号 削除

削除〔平成29年規則47号〕

様式第17号(第3条関係)

産業廃棄物処分の事業計画書

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月 又はm ³ /月)	性 状	予定排出事業 場の名称及び 所在地	処分方法	予定処分先の 名称及び所在地 (処分場の名 称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3 施設の概要（許可外処理施設）

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

6 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

7 保管上限の計算（中間処理の場合）

産業廃棄物の種類	処理施設の1日当たりの処理能力の14倍(①)	保管施設の最大保管容量(②)	保管上限(①又は②のうち小さい方)

※工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず又はコンクリートの破片であって分別されたものは28倍（アスファルト・コンクリートの破片にあつては70倍）とし、法第15条の3の3第1項の規定により認定を受けた者が設置した熱回収施設における産業廃棄物にあつては21倍とする。

全部改正〔平成18年規則70号〕、一部改正〔平成23年規則3号〕
様式第18号(第3条関係)

処分後の産業廃棄物の処理方法							
処分後の産業廃棄物の種類							
発生量（t／月又はm ³ ／月）							
処 理 方 法	<table border="1"> <tr> <td>自己処理</td> <td>(処分場所)</td> </tr> <tr> <td>委託処理</td> <td>(処分業者名)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>(所在地)</td> </tr> </table>	自己処理	(処分場所)	委託処理	(処分業者名)		(所在地)
	自己処理	(処分場所)					
委託処理	(処分業者名)						
	(所在地)						
	<p>埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p>						
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。							

全部改正〔平成18年規則70号〕
様式第19号(第3条関係)

廃棄物再生事業者の事業計画書

廃棄物の種類	数量 (t)	保管方法	
引受け・再生・搬入までの全処理フロー（再生方法は具体的に記載すること。）			
廃棄物の処理	相手方名	所在地	数量 (t)
引受けの相手方			
搬入の相手方			

様式第20号(第4条関係)

一般廃棄物処理施設設置・変更許可証 年 月 日 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。 宮崎県知事 印			
許可の年月日	年 月 日	許可番号	—
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	-----		
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 一般廃棄物処理施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

全部改正〔平成18年規則70号〕

様式第20号の2(第5条の2関係)

定期検査結果通知書

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

宮崎県知事 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

追加[平成23年規則3号]
様式第20号の3(第5条の3関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。 2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休業し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。

追加[平成23年規則3号]
様式第21号(第6条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
名称

代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
※届出年月日	
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	
埋立地の面積	m^2 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m^3 / 時間 t / 時間 m^3 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水 量 処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄	

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 知事が定める部数を提出すること。			

一部改正〔令和4年規則8号〕
様式第22号(第7条関係)

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定により、譲受けの許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

宮崎県知事 印

譲受け許可の年月日	年 月 日	譲受け許可番号	シレイ ー ー
譲受けの相手方の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)及び住所			
施設の設置許可に関する事項	設置許可年月日	年 月 日	設置許可番号
	施設の種類		
	処理する一般廃棄物(産業廃棄物)の種類		
	設置場所		
	処理能力		
その他			

様式第23号(第8条関係)

合併・分割認可証

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定により、合併・分割の認可を受けたことを証する。

宮崎県知事 印

認可の年月日	年 月 日	認可番号	シレイ ー ー
合併・分割の時期	年 月 日		
処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名			
施設の設置許可に関する事項	設置許可年月日	年 月 日	設置許可番号
	施設の種類		
	処理する一般廃棄物(産業廃棄物)の種類		
	設置場所		
	処理能力		
その他			

様式第24号(第9条関係)

再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので、宮崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
事業に係る 取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所	
	再生活用業者の氏名 又は名称及び住所	
	再生輸送業者の氏名 又は名称及び住所	
	再生活用により得られる 有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

一部改正〔令和4年規則8号〕
様式第25号(第9条関係)
再生利用個別指定業指定証

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号の規定により、次の
とおり再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証する。

年 月 日

宮崎県知事 印

- 指定の年月日
- 指定番号
- 事業の範囲
(1) 再生活用又は再生輸送の別
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 再生利用の方法
- 事業に係る取引関係
一部改正〔令和4年規則8号〕
様式第26号(第9条関係)
再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲を変更したいので、宮崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 の 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用又は再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日		年 月 日	

一部改正〔令和4年規則8号〕
様式第27号(第9条関係)

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の^{全部}_{一部}を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に關

する法律施行細則第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定の年月日	年 月 日	
指定番号		
全部 の廃止年月日 一部	年 月 日	
廃止した事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
廃止した理由		

一部改正〔令和4年規則8号〕

様式第28号(第9条関係)

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に關する法律施行細則第9条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定の年月日	年 月 日	
指定番号		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
住 所		
氏名又は名称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
事業に係る取引関係		

一部改正〔令和4年規則8号〕

様式第29号(第10条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証する。

年 月 日

宮崎県知事 印

登録の年月日	年 月 日
登録番号	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

様式第30号(第10条関係)
廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物再生事業者登録の内容を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録の年月日	年 月 日
登録番号	
変更の内容	変更前
	変更後
変更年月日	

一部改正[平成23年規則3号・令和4年8号]
様式第31号(第10条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物再生事業者登録事業場を廃止（休止、再開）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録の年月日	年 月 日
登録番号	
廃止（休止、再開）の理由	
廃止（休止、再開）の年月日	年 月 日

一部改正〔平成23年規則3号・令和4年8号〕